改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条~第19条)	第 1 章 総則 (第 1 条 ~ 第 19 条 )
第 2 章 課税標準等 (第 20 条 ~ 第 27 条)	第 2 章 課税標準等(第 20 条~第 27 条)
第3章 免税及び税額控除等(第28条~第37条)	第3章 免税及び税額控除等(第28条~第37条)
第4章 申告及び納付等(第38条~第39条)	第4章 申告及び納付等(第38条~第39条)
第5章 雑則(第40条~第46条)	第5章 雑則(第40条~第46条)
第1章 総則	第1章 総則
(用語の意義)	(用語の意義)
第1条 この通達において用いる次の各号 <u>に掲げる</u> 用語の意義は、当該各号に定	第1条 この通達において用いる次の各号 <u>の</u> 用語の意義は、当該各号に定めると
めるところによる。	ころによる。
(1) 法 <u>石油石炭税法</u> (昭和53年法律第25号)	(1) 法 <u>石油税法</u> (昭和53年法律第25号)
(2) 令 <u>石油石炭税法施行令</u> (昭和 53 年政令第 132 号)	(2) 令 <u>石油税法施行令</u> (昭和 53 年政令第 132 号)
	<u>(3)</u> 規則 石油税法施行規則(昭和 53 年大蔵省令第 25 号)
(3) 原油 法第2条第1号《定義》に規定する原油	( <u>4)</u> 原油 法第2条第1号《定義》に規定する原油
( <u>4)</u> 石油製品 法第2条第2号に規定する石油製品	( <u>5)</u> 石油製品 法第2条第2号に規定する石油製品
( <u>5</u> ) ガス状炭化水素 法第2条第3号に規定するガス状炭化水素	$oxed{(6)}$ ガス状炭化水素 法第 $2$ 条第 $3$ 号に規定するガス状炭化水素
<u>(6) 石炭 法第2条第4号に規定する石炭</u>	<u>(新規)</u>
(7) 原油等 法第4条第2項《納税義務者》に規定する原油等	(7) 原油等 法第4条第2項《納税義務者》に規定する原油等
(8) 保税地域 法第2条第5号に規定する保税地域	<u>(新規)</u>
(9) 鉱業権等 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)に規定する鉱業権又は租	(8) 鉱業権等 鉱業法(昭和25年法律第289号)に規定する鉱業権又は租
鉱権	鉱権
(10) <u>関税法</u> <u>関税法(昭和29年法律第61号)</u>	<u>(新規)</u>
( <u>11)</u> 関税定率法 関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号 )	<u>(新規)</u>
(12) 輸徴法 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年	
法律第 37 号 )	法律第 37 号 )

- (13) 輸徴法通達 昭和41年10月21日付間消1-132<u>ほか1課共同</u>「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正について」通達の別冊
- (14) 租特法 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号 )
- (15) 租特令 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)
- (16) 所得税法等特例法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)
- (17) 日米相互防衛援助協定 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和29年条約第6号)
- (18) 国連軍特例法 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の 実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第149号)
- (19) 関税法等特例法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位 に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和 27 年法律 第 112 号)
- (20) 災害減免法 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)
- (21) 輸入統計品目表の統計細分 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和62年大蔵省告示第94号)に定める輸入統計品目表の統計 細分

第2条 (削除)

## 改正前

- (10) 輸徴法通達 昭和 41 年 10 月 21 日付<u>間酒 1 65・</u>間消 1 132「輸入 品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正につい て」通達の別冊
- (<u>11</u>) 租特法 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)
- (12) 租特令 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)
- (13) 所得税法等特例法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)
- (14) 日米相互防衛援助協定 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和29年条約第6号)
- (15) 国連軍特例法 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の 実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第149号)
- (16) 関税法等特例法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位 に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律 第112号)
- (17) 災害減免法 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)
- (18) 輸入統計品目表の統計細分 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和50年大蔵省告示第117号)に定める輸入統計品目表の統計 細分

# (申告等の委任)

- 第2条 <u>石油税に関する諸種の申告、申請又は届出等の手続は、原油又はガス状炭化水素の採取者等当該手続をすべき者から、あらかじめ当該原油又はガス状炭化水素の採取場の責任者等を代理人に選任する旨の届出があつた場合には、</u>その代理人が行つて差し支えない。
  - (注)石油税に関する税務代理等(税関に対するものを除く。)については、税

# 改正後 改正後 改正前

理士法(昭和26年法律第237号)第52条《税理士業務の制限》の規定により税理士以外の者はできないこととされていることに留意する。

2 前項の届出をした者に対する石油税に関する法令の規定に基づく処分の通知 は、その者を名あて人として行うのであるから留意する。

(「石油ガスその他のガス状炭化水素」の意義)

- 第3条 法第2条第3号《定義》に規定する「関税定率法別表第27・11項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」(以下「石油ガスその他のガス状炭化水素」という。)とは、石油ガス若しくは天然ガスとして取得され、又は化学的に製造された炭化水素を主成分とするもので、温度15度及び1気圧において気状のもの(以下「気状のもの」という。)をいう。したがって、液化石油ガス(LPG)又は液化天然ガス(LNG)のように低温又は高圧の下で液状となっているものもこれに該当する。
  - (注)関税定率法別表の適用上、メタン及びプロパン(純粋なものであるか否かを問わない)並びにプロパンとブタンの混合物は、第27・11項に含まれる。また、次の表に掲げるものは、それぞれ次のとおりに分類されることとなるのであるから留意する。

品名	第 27・11 項に分類されるもの	第 29・01 項に分類されるもの
<u>エタン及びエ</u> チレン	<u>純度が、95%未満のもの</u>	<u>純度が 95%以上のもの</u>
プロペン (プロ ピレン )	<u>純度が 90%未満のもの</u>	純度が 90%以上のもの
<u>ブタン</u>	95%未満のn - ブタン及び 95%未満のイソブタンを含有 するもの	95%以上のn - ブタン及び 95%以上のイソブタンを含有 するもの
<u>ブテン (ブチレン) 及びブタジ</u> エン	純度が 90%未満のもの	純度が 90%以上のもの

# (「石炭」等の意義)

第3条の2 法第2条第4号《定義》に規定する「関税定率法別表第27・01項 に掲げる「石炭」及び「練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から (「石油ガスその他のガス状炭化水素」の意義)

- 第3条 法第2条第3号《定義》に規定する「関税定率法別表第27・11項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」(以下「石油ガスその他のガス状炭化水素」という。)とは、石油ガス若しくは天然ガスとして取得され、又は化学的に製造された炭化水素を主成分とするもので、温度15度及び1気圧において気状のもの(以下「気状のもの」という。)をいう。したがつて、液化石油ガス(LPG)又は液化天然ガス(LNG)のように低温又は高圧の下で液状となっているものもこれに該当する。
  - (注)関税定率法別表の適用上<u>第27・11 項には、次に掲げるものは分類されないが、メタン及びプロパンについては化学的に単一のものであつても、分類されるのであるから</u>留意する。

品名	<u>含有割合</u>
<u>エタン及びエチレン</u>	水分を除いた全重量の100分
	<u>の 95 以上含有するもの</u>
<u>プロピレン</u>	水分を除いた全重量の100分
	<u>の 90 以上含有するもの</u>

(新 規)

改正後	改正前
製造したもの」とは、具体的には、それぞれ次のものをいう。	
(1) 石炭 天然の鉱物性燃料たる無煙炭、歴青炭その他の石炭をいい、粉状	
<u>にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものは含まない。</u>	
<u>(注)1</u> 石炭は、無数の小孔が吸着した水分や燃焼させた後に残る灰分を	
<u>内部及び表面に保有しているが、これらを含めて石炭となるのであ</u>	
<u>るから留意する。</u>	
2 「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が14%以下の石	
炭をいい、「歴青炭」とは無水無鉱物質ベースでの揮発分が 14%を	
超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が 1 キログラムにつき 5,833	
<u>キロカロリー以上の石炭をいう。</u>	
3 関税定率法別表第 27・02 項に分類される「亜炭」及び同表第	
$2703\cdot 00$ 号に分類される「泥炭」は、石炭に該当しないのであるか	
<u>ら留意する。</u>	
<u>4</u> 石炭のうち課税の対象とされるものは、外国から本邦に到着した	
<u>もの以外のものにあっては採取されたものに限られるのであるから</u>	
<u>留意する。</u>	
<u>(2)</u> 練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
<u>石炭の粉末に粘着剤を加えて製造した練炭、豆炭その他これらに類する</u>	
固形燃料をいう。_	
<u>(注)1</u> 石炭から製造されるものであっても、例えばコークス(関税定率	
法別表第 27・04 項 ) 鉱物性タール ( 同表第 27・06 項 ) 及び活性	
炭(同表第 38・02 項)等は、関税定率法別表第 27・01 項に分類さ	
れないものであるから、練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料	
には該当しないのであるから留意する。_	
2 第 $1$ 号の「石炭」には含まれないこととなる「凝結させたもの」	
<u>は、練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造した</u>	
ものに該当することとなるのであるから留意する。	
<u>3</u> 練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したも	
<u>ののうち課税の対象となるものは、外国から本邦に到着したものの</u>	

改正後	改正前
みとなるのであるから留意する。	

(「採取」の意義)

- 第4条 法<u>及び令</u>に規定する「採取」とは、<u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に</u> 掲げる行為をいう。
  - (1) 原油又はガス状炭化水素の採取 本邦において、油層又はガス層(水溶性の油層又はガス層を含む。以下同じ。)から原油又はガス状炭化水素を掘採し取得する行為をいう。
  - (2) 石炭の採取 本邦において、石炭層から石炭を掘採し取得する行為をい う。

(採取されたものに該当しない石油ガスその他のガス状炭化水素)

- 第5条 次の各号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素は、法第2条第3号 《定義》に規定する「採取されたもの」には該当しない。
  - (1) 原油、石油製品若しくは石炭又はその他の物(ガス状炭化水素にあっては、その採取場で採取されたものを除く。)に蒸留又は分解等の積極的操作を加えて製造されたもの
  - (2) パルプ工場、下水処理場又は畜産廃棄物処理場等において、有機廃棄物を 処理する際に副産品として取得された有機物消化ガス等

(原油又はガス状炭化水素の判定等)

- 第6条 油層又はガス層から掘採等された炭化水素を主成分としたものが原油又はガス状炭化水素に該当するかどうかの判定は、次による。
  - (1) 油層又はガス層から掘採したままの石油、当該石油を相互に混和したもの 及びこれらの石油に脱塩、脱水又はガス抜き等の不純物を除去する操作を加 えたものは、原油に該当し、当該ガス抜き等の操作によって取得された気状 のものは、ガス状炭化水素に該当する。
  - (2) 油層又はガス層から掘採された天然ガスの一部が、地上の温度及び圧力の下で単純に液化し、当該天然ガスの液化部分として分離取得された液状のも

(「採取」の意義)

第4条 法<u>令及び規則</u>に規定する「採取」とは、<u>本邦において、油層又はガス</u> <u>層(水溶性の油層又はガス層を含む。以下同じ。)から原油又はガス状炭化水素</u> を掘採し取得する行為をいう。

(採取されたものに該当しない石油ガスその他のガス状炭化水素)

- 第5条 次の各号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素は、法第2条第3号 《定義》に規定する「採取されたもの」には該当しない。
  - (1) 原油<u>若しくは石油製品</u>又はその他の物(ガス状炭化水素にあつては、その採取場で採取されたものを除く。)に蒸留又は分解等の積極的操作を加えて製造されたもの
  - (2) パルプ工場、下水処理場又は畜産廃棄物処理場等において、有機廃棄物を処理する際に副産品として取得された有機物消化ガス等

(原油又はガス状炭化水素の判定等)

- 第6条 油層又はガス層から掘採等された炭化水素を主成分としたものが原油又はガス状炭化水素に該当するかどうかの判定は、次による。
  - (1) 油層又はガス層から掘採したままの石油、当該石油を相互に混和したもの 及びこれらの石油に脱塩、脱水又はガス抜き等の不純物を除去する操作を加 えたものは、原油に該当し、当該ガス抜き等の操作によつて取得された気状 のものは、ガス状炭化水素に該当する。
  - (2) 油層又はガス層から掘採された天然ガスの一部が、地上の温度及び圧力の下で単純に液化し、当該天然ガスの液化部分として分離取得された液状のも

の (温度 15 度及び 1 気圧において液状のものをいう。以下同じ。) は、原油に該当し、液状のものを分離した後の気状のものは、ガス状炭化水素に該当する。

- (3) 油層又はガス層から掘採したままの天然ガス、当該天然ガス又はこの条においてガス状炭化水素とされるものを相互に混和したもの及びこれらのものに脱水等の不純物を除去する操作を加えたものは、ガス状炭化水素に該当する。
- (4) 第1号又は第2号に規定する原油に蒸留等の積極的操作を加え、若しくは 当該原油に他の石油留分を加えて取得したもの、又は前各号に規定するガス 状炭化水素に他から移入したプロパン、プタン等の石油ガスを加えて取得し たものは、それぞれ原油又はガス状炭化水素に該当しない。
  - (注)これらの原油又はガス状炭化水素に該当しないものの取得のために消費された原油又はガス状炭化水素については、法第5条第1項《<u>移出又</u>は引取り等とみなす場合》の規定が適用されるのであるから留意する。
- (5) 天然ガス(第2号において液状のものを分離した後のものを含む。)に加圧、冷却又は蒸留等の積極的操作を加えて当該天然ガスから液状のものとして分離取得されたものは、原油に該当しない。
  - (注)当該液状のものを取得するために消費された部分に対応する当該天然 ガスについては、法第5条第1項の規定が適用されるのであるから留意 する。
- 2 前項第 5 号の場合において、液状のものを分離した後のものは、なおガス状 炭化水素に該当するものとして取り扱う。
- 3 ガス状炭化水素の採取場において、ガス状炭化水素に加圧、冷却又は蒸留等の積極的操作を加えた場合であっても、当該採取場において採取したガス状炭化水素を単に2以上の気状のものに分離しているにすぎないときは、当該分離後の気状のものは、それぞれガス状炭化水素に該当するものとして取り扱う。
- 4 第1項第4号又は第5号の規定により原油に該当しないとされるものを同項において原油とされるものに混和している場合において、採取者に当該混和後のもののすべてを原油として取り扱うことについて相当の事情があるときに

改正前

- の(温度 15 度及び 1 気圧において液状のものをいう。以下同じ。)は、原油に該当し、液状のものを分離した後の気状のものは、ガス状炭化水素に該当する。
- (3) 油層又はガス層から掘採したままの天然ガス、当該天然ガス又はこの条においてガス状炭化水素とされるものを相互に混和したもの及びこれらのものに脱水等の不純物を除去する操作を加えたものは、ガス状炭化水素に該当する。
- (4) 第1号又は第2号に規定する原油に蒸留等の積極的操作を加え、若しくは 当該原油に他の石油留分を加えて取得したもの、又は前各号に規定するガス 状炭化水素に他から移入したプロパン、ブタン等の石油ガスを加えて取得し たものは、それぞれ原油又はガス状炭化水素に該当しない。
  - (注)これらの原油又はガス状炭化水素に該当しないものの取得のために消費された原油又はガス状炭化水素については、法第5条第1項《<u>移出等</u>とみなす場合》の規定が適用されるのであるから留意する。
- (5) 天然ガス (第 2 号において液状のものを分離した後のものを含む。) に加圧、冷却又は蒸留等の積極的操作を加えて当該天然ガスから液状のものとして分離取得されたものは、原油に該当しない。
  - (注)当該液状のものを取得するために消費された部分に対応する当該天然 ガスについては、法第5条第1項の規定が適用されるのであるから留意 する。
- 2 前項第 5 号の場合において、液状のものを分離した後のものは、なおガス状 炭化水素に該当するものとして取り扱う。
- 3 ガス状炭化水素の採取場において、ガス状炭化水素に加圧、冷却又は蒸留等の積極的操作を加えた場合であつても、当該採取場において採取したガス状炭化水素を単に二以上の気状のものに分離しているにすぎないときは、当該分離後の気状のものは、それぞれガス状炭化水素に該当するものとして取り扱う。
- 4 第1項第4号又は第5号の規定により原油に該当しないとされるものを同項において原油とされるものに混和している場合において、採取者に当該混和後のもののすべてを原油として取り扱うことについて相当の事情があるときに

- は、これらの号の規定にかかわらず、当該混和するもの及び混和後のものを原 油に該当するものとして取り扱って差し支えない。
- 5 外国から本邦に到着したものが、原油又はガス状炭化水素に該当するかどう かは、関税を課する場合(関税を免除され、又は無税とされる場合を含む。次 条において同じ。)の品目分類の例による。

### (石炭等の判定)

- 第6条の2 石炭層(地表に露出した石炭層を含む。以下同じ。)から掘採された ものが、石炭に該当するかどうかの判定は、次による。
  - (1) 石炭層から掘採したままの状態のもので、岩石及び土砂等を含むもの(通 常「原炭」と称されるもの。以下「原炭」という。) も石炭に該当する。
  - <u>(2)</u> 原炭から岩石及び土砂等を除去する行為(以下「選炭」という。)により取 得された石炭及び選炭をした後の岩石及び土砂等を主成分とする残留物 (「ボ タ」又は「ズリ」等と称されるもの。以下「ボタ」という。) を水洗いする等 により取得されたものも石炭に該当する。
  - (3) 外国から本邦に到着したものが、石炭又は練炭、豆炭その他これらに類す る固形燃料で石炭から製造したものに該当するかどうかは、関税を課する場 合の品目分類の例による。

## (天然揮発油等の取扱い)

第7条 天然揮発油、コンデンセート又は NGL (natural gas liquid) 等と称さ れる石油(以下この条において「天然揮発油等」という。)が第6条第1項《原 油又はガス状炭化水素の判定等》の規定により原油と判定された場合において、 当該天然揮発油等が揮発油税法(昭和32年法律第55号)に規定する揮発油に 該当するときは、石油石炭税のほか、揮発油税及び地方道路税が課されること となるのであるから留意する。

# (原油又はガス状炭化水素の採取場の範囲等)

#### 改正前

- は、これらの号の規定にかかわらず、当該混和するもの及び混和後のものを原 油に該当するものとして取り扱つて差し支えない。
- 5 外国から本邦に到着したものが、原油又はガス状炭化水素に該当するかどう かは、関税を課する場合の品目分類の例による。

# (新規)

## (天然揮発油等の取扱い)

第7条 天然揮発油、コンデンセート又は NGL (natural gas liquid) 等と称さ れる石油(以下この条において「天然揮発油等」という。)が前条第1項《原油 又はガス状炭化水素の判定等》の規定により原油と判定された場合において、 当該天然揮発油等が揮発油税法(昭和32年法律第55号)に規定する揮発油に 該当するときは、石油税のほか、揮発油税及び地方道路税が課されることとな るのであるから留意する。

# (採取場の範囲等)

第8条 原油又はガス状炭化水素の採取場とは、<u>第4条第1号</u>《「採取」の意義》 第8条 原油又はガス状炭化水素の採取場とは、<u>第4条</u>《「採取」の意義》に規定

改正前

に規定する行為を行う地域を総称することに取り扱う。ただし、次の各号に掲 げる場合には、石油石炭税の確保上支障のない限り、当該各号に掲げる場所の みを原油又はガス状炭化水素の採取場として取り扱って差し支えない。

- (1) 原油又はガス状炭化水素が専らパイプラインによって集油又は集ガス施設 (原油若しくはガス状炭化水素の分離又は不純物の除去を行う施設を含む。 以下この条において「集油施設等」という。) に移送されている場合 当該 集油施設等のある場所
- (2) 原油又はガス状炭化水素に含有される不純物が多く、これを除去して販売 可能な原油又はガス状炭化水素とする操作が繰り返し行われるため、2 以上 の集油施設等を有しており、これらの集油施設等間の原油又はガス状炭化水 素の移動に対し法第10条《未納税移出》の規定を適用することが不適当と認 められる場合 当該原油又はガス状炭化水素を販売可能なものとする最終 の集油施設等のある場所
- 2 前項各号の規定により、採取場として取り扱わないこととしたパイプライン┃2 前項各号の規定により、採取場として取り扱わないこととしたパイプライン 若しくは集油施設等から原油若しくはガス状炭化水素が移出され、又は当該集 油施設等において原油又はガス状炭化水素が消費された場合には、当該移出又 は消費された原油又はガス状炭化水素は、同項各号の場所から移出され、又は 同項第2号の場所において消費されたものとして取り扱う。
- 3 需給調整等のため、ガス状炭化水素を貯蔵する目的で、採取場から採取場以 外の場所にある採取を廃止した油層又はガス層に移出する場合には、当該油層 又はガス層 ( 貯蔵用の施設を含む。)は当該ガス状炭化水素の採取場に含むもの として取り扱う。
- 4 ガス状炭化水素の採取者が、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第 9 項《定義》に規定するガス事業者である場合において、ガス事業に供する目 的でガス状炭化水素に空気又は石油ガス等を混和してカロリー調整を行ってい るときは、当該カロリー調整を行う場所はガス状炭化水素の採取場に含まれな いことに取り扱う。
- 5 採取場の敷地が道路又は河川を隔てる等連続していない場合において、原油| 又はガス状炭化水素の採取、貯蔵等が同一管理人によって集中的に管理されて

する行為を行う地域を総称することに取り扱う。ただし、次の各号に掲げる場 合には、石油税の確保上支障のない限り、当該各号に掲げる場所のみを原油又 はガス状炭化水素の採取場として取り扱つて差し支えない。

- (1) 原油又はガス状炭化水素が専らパイプラインによつて集油又は集ガス施設 (原油若しくはガス状炭化水素の分離又は不純物の除去を行う施設を含む。 以下この条において「集油施設等」という。) に移送されている場合 当該 集油施設等のある場所
- (2) 原油又はガス状炭化水素に含有される不純物が多く、これを除去して販売 可能な原油又はガス状炭化水素とする操作が繰り返し行われるため、2 以上 の集油施設等を有しており、これらの集油施設等間の原油又はガス状炭化水 素の移動に対し法第10条《未納税移出》の規定を適用することが不適当と認 められる場合
  当該原油又はガス状炭化水素を販売可能なものとする最終 の集油施設等のある場所
- 若しくは集油施設等から原油若しくはガス状炭化水素が移出され、又は当該集 油施設等において原油又はガス状炭化水素が消費された場合には、当該移出又 は消費された原油又はガス状炭化水素は、同項各号の場所から移出され、又は 同項第2号の場所において消費されたものとして取り扱う。
- 3 需給調整等のため、ガス状炭化水素を貯蔵する目的で、採取場から採取場以 外の場所にある採取を廃止した油層又はガス層に移出する場合には、当該油層 又はガス層 ( 貯蔵用の施設を含む。) は当該ガス状炭化水素の採取場に含むもの として取り扱う。
- 4 ガス状炭化水素の採取者が、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第 6項《定義》に規定するガス事業者(以下「ガス事業者」という。)である場合 において、ガス事業に供する目的でガス状炭化水素に空気又は石油ガス等を混 和してカロリー調整を行つているときは、当該カロリー調整を行う場所はガス 状炭化水素の採取場に含まれないことに取り扱う。
- 5 採取場の敷地が道路又は河川を隔てる等連続していない場合において、原油 又はガス状炭化水素の採取、貯蔵等が同一管理人によつて集中的に管理されて

いるときは、その実態に応じ当該採取場を一つの採取場として取り扱う。

6 一つの採取場で、敷地が 2 以上の税務署の管轄区域にまたがるものについては、主要建物、事務所、集油施設等、原油又はガス状炭化水素の搬出入口の所在地を勘案して、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。)が定める税務署の管轄区域内にあるものとする。

#### (石炭の採取場の範囲等)

- 第8条の2 石炭の採取場とは、第4条第2号《「採取」の意義》に規定する行為を行う地域を総称することに取り扱う。ただし、採取された原炭が専らトラック等によって当該原炭の採取者の選炭施設又はカロリー調整等の目的で規格の異なる石炭を混和する施設(以下「混炭施設」という。)に移送されている場合には、石油石炭税の確保上支障のない限り、当該選炭施設又は混炭施設のある場所のみを石炭の採取場として取り扱って差し支えない。
  - (注) 原炭又は石炭を一時的に蔵置するため採取場内に所在する、いわゆる「貯炭場」は、採取場、選炭施設又は混炭施設(以下この条において「採取場等」という。) に含まれるのであるから留意する。
- 2 前項ただし書きの規定の適用により採取場として取り扱わないこととされた 採取場等の場所から石炭が移出され、又は当該採取場等において石炭が消費された場合には、当該移出又は消費された石炭は、同項ただし書きの場所から移 出され、又は同項ただし書きの場所において消費されたものとして取り扱う。
- 3 前条第5項及び第6項の規定は、石炭の採取場について準用する。

## (納税義務者の範囲)

第9条 法第4条第1項《納税義務者》の規定は、原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が自ら原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出する場合はもとより、採取場においてその採取者から原油、ガス状炭化水素又は石炭の引渡しを受けた者がその引渡しを受けた原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から搬出する場合においても、その採取者に対して適用されるものであり、採取者以外の実際に原油、ガス状炭化水素又は石炭を消費した者又は移出した者が納税

改正前

いるときは、その実態に応じ当該採取場を一つの採取場として取り扱う。

6 一つの採取場で、敷地が2以上の税務署の管轄区域にまたがるものについては、主要建物、事務所、集油施設等、原油又はガス状炭化水素の搬出入口の所在地を勘案して、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。)が定める税務署の管轄区域内にあるものとする。

# (新規)

# (納税義務者の範囲)

第9条 法第4条第1項《納税義務者》の規定は、原油<u>又はガス状炭化水素</u>の採取者が自ら原油<u>又はガス状炭化水素</u>を移出する場合はもとより、採取場においてその採取者から原油<u>又はガス状炭化水素</u>の引渡しを受けた者がその引渡しを受けた原油<u>又はガス状炭化水素</u>をその採取場から搬出する場合においても、その採取者に対して適用されるものであり、採取者以外の実際に原油<u>又はガス状</u>炭化水素を消費した者又は移出した者が納税義務者となるのは、法第5条第1

義務者となるのは、法第5条第1項ただし書《移出又は引取り等とみなす場合》 又は法第6条第2項《採取者とみなす場合》の規定に該当する場合に限られる のであるから留意する。

2 法第5条第3項の規定の適用がある場合には、換価に係る原油、ガス状炭化 水素又は石炭の採取者に対し法第4条第1項の規定が適用されるのであるから 留意する。

#### (共同鉱業権等により採取された原油、ガス状炭化水素又は石炭)

- 第10条2以上の者が、同一の油層、ガス層又は石炭層につき共同の鉱業権等を 有する等の事情により、共同事業として原油、ガス状炭化水素又は石炭を採取 している場合であっても、その採取に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭の売 却その他の処分については当該 2 以上の者が出資比率等に応じ各別に行ってい るときは、その採取場から移出される当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係 る石油石炭税の納付については、国税通則法(昭和37年法律第66号)第9条 《共有物等に係る国税の連帯納付義務》の規定の適用はないのであるから留意 する。
  - (注)本条に規定する2以上の者のうち1人が現実に原油、ガス状炭化水素又 は石炭の採取を行っている場合には、他の者は法第6条第1項《採取者と みなす場合》に規定する委託者となるのであるから留意する。

## (再輸入した原油等の不課税)

第 11 条 輸出直後に輸入された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭で、その輸出┃第 11 条 輸出直後に輸入された原油若しくはガス状炭化水素で、その輸出の際に の際に法第 11 条第 1 項《輸出免税》の規定による石油石炭税の免除を受けてい ないことが明らかなもの又は輸出直後に輸入された石油製品については、その 保税地域からの引取りの際における石油石炭税を課さないものとする。

# (場内消費不適用として取り扱う場合等)

した原油、ガス状炭化水素については、法第5条第1項《移出<u>又は引取り</u>等と

### 改正前

項ただし書又は法第6条第2項《原油又はガス状炭化水素の採取者の責に帰す ることのできない消費又は移出》の規定に該当する場合に限られるのであるか ら留意する。

2 法第5条第3項《換価を移出とみなす場合》の規定の適用がある場合には、 換価に係る原油又はガス状炭化水素の採取者に対し法第4条第1項の規定が適 用されるのであるから留意する。

# (共同鉱業権等により採取された原油又はガス状炭化水素)

- 第10条2以上の者が、同一の油層又はガス層につき共同の鉱業権等を有する等 の事情により、共同事業として原油又はガス状炭化水素を採取している場合で あつても、その採取に係る原油又はガス状炭化水素の売却その他の処分につい ては当該2以上の者が出資比率等に応じ各別に行つているときは、その採取場 から移出される当該原油又はガス状炭化水素に係る石油税の納付については、 国税通則法(昭和37年法律第66号)第9条《共有物等に係る国税の連帯納付 義務》の規定の適用はないのであるから留意する。
  - (注)本条に規定する2以上の者のうち1人が現実に原油又はガス状炭化水素 の採取を行つている場合には、他の者は法第6条第1項《採取者とみなす 場合》に規定する委託者となるのであるから留意する。

## (再輸入した原油等の不課税)

法第 11 条第 1 項《輸出免税》の規定による石油税の免除を受けていないことが 明らかなもの又は輸出直後に輸入された石油製品については、その保税地域か らの引取りの際における石油税を課さないものとする。

## (場内消費不適用として取り扱う場合等)

第 12 条 原油、ガス状炭化水素の採取場において次の各号に掲げる用途等に消費┃第 12 条 原油又はガス状炭化水素の採取場において次の各号に掲げる用途等に 消費した原油<u>又は</u>ガス状炭化水素については、法第5条第1項《移出等とみな

みなす場合》の規定を適用しないことに取り扱う。

- (1) 油層又はガス層を刺激する等のため、坑井に注入する原油又はガス状炭化水素
- (2) 土壌、水質若しくは大気等の汚染又は危険を防止するため、焼却する原油 又はガス状炭化水素
- (3) 装置の点検修理等の際、危険を防止する等のため、大気中に放散するガス 状炭化水素
- 2 製品の原料として、保税地域のうち保税工場(関税法第56条第1項《保税工場の許可》に規定する保税工場をいう。以下同じ。)又は総合保税地域(関税法第62条の8第1項《総合保税地域の許可》に規定する総合保税地域をいう。以下同じ。)における保税作業(関税法第56条第1項《保税工場の許可》に規定する保税作業をいう。以下同じ。)により消費される原油等又は当該原油等を原料として製造した製品に対する法、輸徴法及び租特法の適用関係は次のとおりであるから留意する。
- (1) 当該原油等の消費に<u>対しては、輸徴法第 16 条第 2 項《保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例》の規定により、法第 5 条第 2</u>項《移出又は引取り等とみなす場合》の規定の適用はない。
- (2) 当該製品が次のいずれにも該当する場合を除き、<u>当該製品の原料として消費された原油等</u>は輸徴法第 16 条第 8 項又は<u>第 9 項の規定</u>により、これらの規定に定める時に保税地域から引き取るものとみなされる。
  - イ 石油製品<u>石油ガスその他のガス状炭化水素又は石炭若しくは練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</u>であること。
  - 口 輸徴法第12条第1項から第3項まで《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》、同法第13条第3項《<u>免税等</u>》又は租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》<u>(第3号に限る。)の規定</u>により<u>石油石</u>炭税の免除を受けるべきものであること。

改正前

す場合》の規定を適用しないことに取り扱う。

- (1) 油層又はガス層を刺激する等のため、坑井に注入する原油又はガス状炭化水素
- (2) 土壌、水質若しくは大気等の汚染又は危険を防止するため、焼却する原油 又はガス状炭化水素
- (3) 装置の点検修理等の際、危険を防止する等のため、大気中に放散するガス 状炭化水素
- 2 製品の原料として<u>保税作業により</u>消費される原油等又は当該原油等を原料として製造した製品に対する法、輸徴法及び租特法の適用関係は次のとおりであるから留意する。

- (1) 当該原油等の消費に<u>対して、法第5条第2項《引取り等とみなす場合》</u>の 規定の適用はない。
- (2) 当該製品が次のいずれにも該当する場合を除き、<u>当該原油等</u>は輸徴法第 16 条第 8 項又は<u>第 9 項《保税工場において保税作業をする場合の石油税の特例》の規定</u>により、これらの規定に定める時に保税地域から引き取るものとみなされる。
  - イ 石油製品又は石油ガスその他のガス状炭化水素であること。
  - 口 輸徴法第12条第1項から第3項まで《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》、同法第13条第3項《<u>免税</u>》又は租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》<u>の規定</u>により<u>石油税の免税</u>を受けるべきものであること。

(「滞納処分」の意義等)

(「滞納処分」の意義等)

改正後 第13条 法第5条第3項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する次の各号

第13条 法第5条第3項《換価を移出とみなす場合》に規定する次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

改正前

国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 5 章《滞納処分》 (1) 滞納処分 の規定に基づく滞納処分をいう。

に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) その例による処分 国及び公共団体の収入金等の徴収につき国税徴収法 に規定する滞納処分の例により行う滞納処分をいう。
- (3) 強制執行 民事執行法(昭和54年法律第4号)等の規定に基づき行う 強制執行をいう。
- (4) 担保権の実行としての競売 民事執行法等の規定に基づき行う担保権の 実行としての競売をいう。
- (5) 企業担保権の実行手続 企業担保法(昭和33年法律106号)の規定に 基づき行う企業担保権の実行手続をいう。
- (6) 破産手続 破産法 (大正11年法律第71号)の規定に基づき行う破産手 続をいう。
- (換価を移出とみなす場合の納税義務成立の時期等)
- 第 14 条 法第 5 条第 3 項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する「換価の│第 14 条 法第 5 条第 3 項《換価を移出とみなす場合》に規定する「換価の時」と 時」とは、換価された原油、ガス状炭化水素又は石炭の代金を買受人が納付し た時をいう。
- 2 法第5条第3項の規定は、滞納処分等の手続(前条各号《「滞納処分」の意義 等》に掲げる手続をいう。以下同じ。) により差し押えられた原油、ガス状炭化 水素又は石炭が公売場等に換価のために搬出され、搬出先において換価された 場合においても適用する。この場合においては、当該原油、ガス状炭化水素又 は石炭の代金を買受人が納付した時に搬出元の採取場から移出されたものとし て取り扱う。
- 3 原油、ガス状炭化水素又は石炭が滞納処分等の手続により換価される前に、 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場における原油、ガス 状炭化水素又は石炭の採取を廃止した場合は、法第5条第4項ただし書に規定 する承認を受けない限り、その廃止の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭

- (1) 滞納処分 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第5章《滞納処分》 の規定に基づく滞納処分をいう。
- (2) その例による処分 国及び公共団体の収入金等の徴収につき国税徴収法 に規定する滞納処分の例により行う滞納処分をいう。
- (3) 強制執行 民事執行法(昭和54年法律第4号)等の規定に基づき行う 強制執行をいう。
- (4) 担保権の実行としての競売 競売法等の規定に基づき行う担保権の実行 としての競売をいう。
- 企業担保法の規定に基づき行う企業担保権の実 (5) 企業担保権の実行手続 行手続をいう。
- (6) 破産手続 <u>破産法</u>の規定に基づき行う破産手続をいう。

(換価を移出とみなす場合の納税義務成立の時期等)

- は、換価された原油又はガス状炭化水素の代金を買受人が納付した時をいう。
- 2 法第5条第3項の規定は、滞納処分等の手続(前条各号《「滞納処分」の意義 等》に掲げる手続をいう。以下同じ。) により差し押えられた原油又はガス状炭 化水素が公売場等に換価のために搬出され、搬出先において換価された場合に おいても適用する。この場合においては、当該原油又はガス状炭化水素の代金 を買受人が納付した時に搬出元の採取場から移出されたものとして取り扱う。
- 3 原油又はガス状炭化水素が滞納処分等の手続により換価される前に、当該原 油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場における原油又はガス状炭化水素 の採取を廃止した場合は、法第5条第4項ただし書《採取廃止の場合のみなし 移出不適用の承認》に規定する承認を受けない限り、その廃止の時に当該原油

につき同項本文の規定が適用されるのであるから留意する。

4 法第5条第3項の規定により移出したものとみなされた原油、ガス状炭化水 素又は石炭に係る石油石炭税の徴収は、国税通則法第39条第1項《強制換価の 場合の消費税等の徴収の特例》の規定により、その売却代金のうちから徴収す ることができるのであるから留意する。

#### (採取を廃止した場合の取扱い)

- 第 15 条 法第 5 条第 4 項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する「採取を 廃止した場合」には、事実上採取を廃止した場合のほか、営業を譲渡した場合、 法人成りの場合及び分割等により営業を承継させた場合等も含まれるのである から留意する。
- にその採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭についても譲渡し、若 しくは承継させるときは、当該譲渡等により移出したものとみなされる時に、 その移出したものとみなされる原油、ガス状炭化水素又は石炭について、法第 10条第1項第2号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を 与えても差し支えない。

## (みなし採取場として税務署長の指定する期間)

第16条 法第5条第5項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する「税務署 長の指定する期間」は、採取者の経営の実態等を十分考慮して、石油石炭税の 保全上支障がないと認められる範囲において決定する。

# (委託採取の取扱い)

第17条 法第6条第1項《採取者とみなす場合》に規定する「原油、ガス状炭化 水素又は石炭の採取者」には、現実に原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を している者のほか、原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を目的とする事業を 営む者(鉱業権等を有するかどうかを問わない。)を含むのであるから留意する。

#### 改正前

又はガス状炭化水素につき同項本文の規定が適用されるのであるから留意す る。

4 法第5条第3項の規定により移出したものとみなされた原油又はガス状炭化 水素に係る石油税の徴収は、国税通則法第39条第1項《強制換価の場合の消費 税等の徴収の特例》の規定により、その売却代金のうちから徴収することがで きるのであるから留意する。

# (採取を廃止した場合の取扱い)

- 第 15 条 法第 5 条第 4 項《採取廃止の場合のみなし移出等》に規定する「採取を 廃止した場合」には、事実上採取を廃止した場合のほか、営業を譲渡した場合、 法人成りの場合及び分割により営業を承継させた場合等も含まれるのであるか ら留意する。
- 2 営業を譲渡した場合、法人成りの場合又は分割等があった場合等で、その時│2 営業を譲渡した場合、法人成りの場合又は分割があった場合等で、その時に その採取場に現存する原油又はガス状炭化水素についても譲渡し、若しくは承 継させるときは、当該譲渡等により移出したものとみなされる時に、その移出 したものとみなされる原油又はガス状炭化水素について、法第10条第1項第2 号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えても差し支 えない。

## (みなし採取場として税務署長の指定する期間)

第 16 条 法第 5 条第 5 項《採取廃止後におけるみなし採取場》に規定する「税務 署長の指定する期間」は、採取者の経営の実態等を十分考慮して、石油税の保 全上支障がないと認められる範囲において決定する。

# (委託採取の取扱い)

第17条 法第6条第1項《委託採取》に規定する「原油又はガス状炭化水素の採 取者」には、現実に原油又はガス状炭化水素の採取をしている者のほか、原油 又はガス状炭化水素の採取を目的とする事業を営む者(鉱業権等を有するかど うかを問わない。)を含むのであるから留意する。

- 2 原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者又は販売業者の間で原油、ガス 状炭化水素又は石炭の採取を委託する行為が 2 段階以上にわたって行われてい る場合には、原則として、最初の委託者に対して法第6条第1項の規定を適用 する。
- 3 原炭を他の選炭業者に供給して当該選炭業者に対し石炭の採取を委託してい る場合には、当該原炭を供給し、選炭による採取の委託をする者が、法第 6 条 第 1 項《採取者とみなす場合》の規定により採取者とみなされるのであるから 留意する。

なお、この場合においては、当該選炭業者において石炭が採取された場所が 採取場となる。

(自家用ガス状炭化水素のみの採取者の意義等)

- 己又は同居の親族の個人的な消費にのみ充てる目的で採取する場合におけるそ の採取者及びガス状炭化水素について適用されるのであるから留意する。
- 2 法第6条の2に規定する「同居の親族」とは、採取者と同居する民法(明治 31年法律第9号)第725条《親族の範囲》に規定する親族(6親等内の血族(法 定血族を含む。) 配偶者及び3親等内の姻族)をいう。

#### (納税地の特例承認)

炭化水素又は石炭の採取場以外の場所を納税地とすることが、石油石炭税の申 告、納税手続上便宜と認められる場合に、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭 の販売業務を統括する事務所等の所在地に対して与えるものとする。

#### 第2章 課税標準等

(ガス状炭化水素の税率適用区分)

#### 改正前

2 原油若しくはガス状炭化水素の採取者又は販売業者の間で原油又はガス状炭 化水素の採取を委託する行為が2段階以上にわたつて行われている場合には、 原則として、最初の委託者に対して法第6条第1項の規定を適用する。

(自家用ガス状炭化水素のみの採取者の意義等)

- 第 18 条 法第 6 条の 2 《適用除外》の規定は、その採取するガス状炭化水素を自│第 18 条 法第 6 条の 2 《適用除外》の規定は、その採取するガス状炭化水素を自 己又は同居の親族の個人的な消費にのみ充てる目的で採取する場合におけるそ の採取者及びガス状炭化水素について適用されるのであるから留意する。
  - 2 法第6条の2に規定する「同居の親族」とは、採取者と同居する民法第725 条《親族の範囲》に規定する親族(6 親等内の血族(法定血族を含む。) 配偶 者及び3親等内の姻族)をいう。

# (納税地の特例承認)

第 19 条 法第 7 条第 1 項ただし書《納税地》の規定による承認は、原油、ガス状│第 19 条 法第 7 条第 1 項ただし書《納税地の特例承認》の規定による承認は、原 油又はガス状炭化水素の採取場以外の場所を納税地とすることが、石油税の申 告、納税手続上便宜と認められる場合に、当該原油又はガス状炭化水素の販売 業務を統括する事務所等の所在地に対して与えるものとする。

#### 第2章 課税標準等

(ガス状炭化水素の税率適用区分)

第 20 条 法第 9 条《税率》に定めるガス状炭化水素の税率の適用区分は、 関税定 │ 第 20 条 法第 9 条《税率》に定めるガス状炭化水素の税率の適用区分は、 関税定

<u>率法別表</u>の所属により区分されるのであるが、具体的には次により取り扱う。

- (1) 法第 9 条第 2 号に規定する「ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第 2711・11 号及び 2711・21 号に掲げる天然ガス」(以下「天然ガス」という。) は、同法別表第 27・11 項に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち メタンを主成分とするものをいう。ただし、第 5 条 《採取されたものに該当しない石油ガスその他のガス状炭化水素》各号に該当するものを除く。
  - (注)液化天然ガス(LNG)は天然ガスに該当するが、プロパン、ブタン等を主成分とするガス状炭化水素は、次号に該当するのであるから留意する。
- (2) 法第9条第3号に規定する「ガス状炭化水素(前号に掲げるものを除く。)」は、関税定率法別表第27・11項に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素で、前号以外のものをいう。
  - (注)液化石油ガス(LPG)はこれに該当する。

## (原料課税を行う場合の課税標準数量)

- 第 21 条 <u>保税工場又は総合保税地域における</u>保税作業により原油等を原料として製造された石油製品等を輸入する場合は、輸徴法第 16条第 8 項又は第 9 項《保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例》の規定が適用されて<u>石油石炭税</u>の原料課税が行われるのであるが、当該石油製品等の原料として消費した保税原料が特定していないときの<u>石油石炭税</u>の課税標準数量は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 100号)第 26条の 2 第 2 項《原料課税に係る課税標準の計算の方法》が適用され、次の数量となるのであるから留意する。
  - (1) 原油又は粗油が石油精製の原料として消費される場合 関税法施行令(昭和29年政令第150号)第2条の2第1号、第3号及び 第4号《原料課税に係る課税標準の計算の方法》に規定する方法で算定した 当該輸入する石油製品等に対応する当該保税原料の数量
  - (2) その他の場合

改正前

<u>率法(明治43年法律第54号)別表</u>の所属により区分されるのであるが、具体的には次により取り扱う。

- (1) 法第 9 条第 2 号に規定する「ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第 2711・11 号及び 2711・21 号に掲げる天然ガス」(以下「天然ガス」という。) は、同法別表第 27・11 項に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち メタンを主成分とするものをいう。ただし、第 5 条 《採取されたものに該当しない石油ガスその他のガス状炭化水素》各号に該当するものを除く。
  - (注)液化天然ガス(LNG)は天然ガスに該当するが、プロパン、ブタン等を主成分とするガス状炭化水素は、次号に該当するのであるから留意する。
- (2) 法第9条第3号に規定する「ガス状炭化水素(前号に掲げるものを除く。)」は、関税定率法別表第27·11項に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素で、前号以外のものをいう。
  - (注)液化石油ガス(LPG)はこれに該当する。

## (原料課税を行う場合の課税標準数量)

- 第 21 条 <u>保税工場における保税作業により</u>原油等を原料として製造された石油製品等を輸入する場合は、輸徴法第 16 条第 8 項又は第 9 項《保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税の特例》の規定が適用されて<u>石油税</u>の原料課税が行われるのであるが、当該石油製品等の原料として消費した保税原料が特定していないときの<u>石油税</u>の課税標準数量は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 100 号)第 26 条の 2 第 2 項《原料課税に係る課税標準の計算の方法》が適用され、次の数量となるのであるから留意する。
  - (1) 原油又は粗油が石油精製の原料として消費される場合 関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号)第2条の2第1号、第3号及び 第4号《原料課税に係る課税標準の計算の方法》に規定する方法で算定した 当該輸入する石油製品等に対応する当該保税原料の数量
  - (2) その他の場合

同条各号に規定する方法で算定した当該輸入する石油製品等に対応する当 該保税原料の数量

(注)(2)の場合で、同一の製造工程である保税作業により同一の保税原料から 2種類以上の石油製品等が製造されるとき、同条第2号<u>から</u>第4号に規定 する方法で当該輸入する石油製品等に対応する当該保税原料の数量を算定 するのであるから留意する。

#### (課税標準数量等の端数計算)

- 第22条 石油石炭税の課税標準たる数量(法第13条第1項第1号及び第2号《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告》に規定する数量をいう。以下この条において同じ。) 課税標準数量(同項第3号、法第14条第1項第1号《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》及び法第15条第2項第1号《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》に規定する数量をいう。以下この条において同じ。)及び税額等の端数計算は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 課税標準たる数量及び課税標準数量にリットル位未満又はキログラム位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
  - (2) 控除税額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。
  - (3) 石油石炭税額の確定金額に 100 円未満の端数がある場合又はその全額が 100 円未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
  - (4) 還付金の額に相当する<u>石油石炭税額</u>に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。

# (原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等)

- 第23条 採取場から移出し、又は保税地域から引き取る<u>原油、石油製品又はガス</u> 状炭化水素の数量は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 取引等の数量を移出又は引取りの容器 (油槽船、油槽貨車及び油槽自動車を含む。)への収容量によって計量している場合には、当該計量された<u>原油、</u>石油製品又はガス状炭化水素の容量又は重量とする。

#### 改正前

同条各号に規定する方法で算定した当該輸入する石油製品等に対応する当 該保税原料の数量

(注)(2)の場合で、同一の製造工程である保税作業により同一の保税原料から 2種類以上の石油製品等が製造されるとき、同条第2号<u>ないし</u>第4号に規 定する方法で当該輸入する石油製品等に対応する当該保税原料の数量を算 定するのであるから留意する。

#### (課税標準数量等の端数計算)

- 第22条 石油税の課税標準たる数量(法第13条第1項第1号及び第2号《移出に係る原油又はガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告》に規定する数量をいう。以下この条において同じ。) 課税標準数量(同項第3号、法第14条第1項第1号《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》及び法第15条第2項第1号《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》に規定する数量をいう。以下この条において同じ。)及び税額等の端数計算は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 課税標準たる数量及び課税標準数量にリットル位未満又はキログラム位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
  - (2) 控除税額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。
  - (3) <u>石油税額</u>の確定金額に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円 未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
  - (4) 還付金の額に相当する<u>石油税額</u>に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。

# (移出又は引取数量の測定等)

- 第 23 条 採取場から移出し、又は保税地域から引き取る<u>原油等の数量の測定は</u>、 次の各号に定めるところによる。
  - (1) 取引等の数量を移出又は引取りの容器 (油槽船、油槽貨車及び油槽自動車を含む。) への収容量によつて計量している場合には、当該計量された原油等の容量又は重量に基づいて測定する。

- (2) 取引等の数量を貯蔵タンクにおける収容量の増減によって計量している場 合には、当該貯蔵タンクから払い出される原油、石油製品又はガス状炭化水 素の容量とする。
- (3) 取引等の数量を流量計によって計量している場合には、当該流量計を通過 する原油、石油製品又はガス状炭化水素の容量とする。
- (4) 原油又は石油製品(関税定率法別表第2710・19号の2に該当するグリー スを除く。) については、第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数 量の常温換算等》に定める常温換算を行うこととなるのであるから留意する。
- (注)本邦において採取されたガス状炭化水素のうち、関税定率法別表第 2711・21 号に掲げる天然ガスについては、第 27 条《国産天然ガスの重量 への換算》の規定による容量から重量への換算を行うため、第26条に定め る零度換算等を行うことになるのであるから留意する。
- 2 前項の原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量にリットル位未満又はキロ 2 前項の方法により測定した原油等の数量にリツトル位未満又はキログラム位 グラム位未満の端数がある場合及びガス状炭化水素の数量を気体の状態の容量 としている場合で、当該数量に立方メートル位未満の端数があるときには、そ れぞれその端数を切り捨てる。

# (石炭に係る移出又は引取数量の意義等)

- 第 23 条の 2 採取場から移出した石炭の数量は、次の各号に定めるところによ る。
  - 取引等の数量をベルトスケール、トラックスケール等の計量計によって 計量している場合には、当該計量計により計量された石炭の重量とする。
  - 取引等の数量を移出又は引取りの容器(運搬船、運搬貨車及び運搬用自 動車を含む。) への収容量によって計量している場合には、当該計量された 石炭の重量とする。
- 2 保税地域から引き取る石炭の数量は、輸入申告前に検量機関等により数量の 検量が行われ、石炭等の数量が明らかとなっている場合にはその数量とし、そ の他の場合には仕入書に記載された数量とする。
- 3 第1項又は前項の数量にキログラム位未満の端数がある場合には、その端数

改正前

- (2) 取引等の数量を貯蔵タンクにおける収容量の増減によつて計量している場 合には、当該貯蔵タンクから払い出される原油等の容量に基づいて測定する。
- (3) 取引等の数量を流量計によつて計量している場合には、当該流量計を通過 する原油等の容量に基づいて測定する。
- (4) 原油又は石油製品(関税定率法別表第2710・19号の2に該当するグリー スを除く。) については、第26条《原油等の数量の常温換算等》に定める常 温換算を行うこととなるのであるから留意する。
- (注)本邦において採取されたガス状炭化水素のうち、関税定率法別表第 2711・21 号に掲げる天然ガスについては、第27条《国産天然ガスの重量 への換算》の規定による容量から重量への換算を行うため、第26条に定め る零度換算等を行うことになるのであるから留意する。
- 未満の端数がある場合及びガス状炭化水素の数量を気体の状態の容量で測定し ている場合で、当該測定した数量に立方メートル位未満の端数があるときには、 それぞれその端数を切り捨てる。

(新規)

# <u>を切り捨てる。</u>

#### (未納税免税の原油等の数量の意義等)

- 第 24 条 未納税免税 (免税引取りを含む。)の原油等が移入された場合における 当該移入数量の<u>意義</u>及び常温換算等については、<u>第 23 条 《原油、石油製品又は</u> <u>ガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び</u>前条の規定を準用する。 ただし、常時移出数量をもって移入数量としている場合には、当該移入の際の 施封の状況等からみて当該原油等の運搬に異常がないと認められる限り、その 移入の際の数量の測定及び常温換算等を省略して差し支えない。
- 2 法第12条《戻入れの場合の<u>石油石炭税</u>の控除等》の規定の適用を受ける原油、 <u>ガス状炭化水素又は石炭</u>の数量の<u>意義</u>及び常温換算等については、前項の規定 に準ずるものとする。

#### (泥水分を含有する原油の移出数量)

- 第25条 採取場から移出される原油で泥水分を含有しているものについては、次のいずれにも該当する場合に限り、当該泥水分に相当する数量を控除した後の数量を当該原油の移出数量として取り扱う。
  - (1) 移出した原油に係る泥水分の含有割合が測定されており、かつ、その事績が明確にされていること。
  - (2) 取引代金の決済が当該泥水分に相当する数量を控除した後の数量を基に行われることが契約等で明確にされており、かつ、現に行われていること。

# (原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等)

第26条 第23条《<u>原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》の規定による原油</u>又は石油製品の数量が温度15度における当該原油又は石油製品の数量に換算(以下「常温換算」という。)されていない場合又はガス状炭化水素の数量が温度零度若しくは温度15.6度における当該ガス状炭化水素の数量に換算(以下「零度換算等」という。)されていない場合には、日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により、<u>その原油、石油製</u>

#### (未納税免税の原油等の数量の測定等)

- 第 24 条 未納税免税 (免税引取りを含む。)の原油等が移入された場合における 当該移入数量の<u>測定</u>及び常温換算等については、前条の規定を準用する。ただ し、常時移出数量をもつて移入数量としている場合には、当該移入の際の施封 の状況等からみて当該原油等の運搬に異常がないと認められる限り、その移入 の際の数量の測定及び常温換算等を省略して差し支えない。
- 2 法第 12 条《戻入れの場合の<u>石油税</u>の控除等》の規定の適用を受ける原油<u>又は</u> ガス状炭化水素の数量の<u>測定</u>及び常温換算等については、前項の規定に準ずる ものとする。

#### (泥水分を含有する原油の移出数量)

- 第25条 採取場から移出される原油で泥水分を含有しているものについては、次のいずれにも該当する場合に限り、当該泥水分に相当する数量を控除した後の数量を当該原油の移出数量として取り扱う。
  - (1) 移出した原油に係る泥水分の含有割合が測定されており、かつ、その事績が明確にされていること。
  - (2) 取引代金の決済が当該泥水分に相当する数量を控除した後の数量を基に行われることが契約等で明確にされており、かつ、現に行われていること。

# (原油等の数量の常温換算等)

第 26 条 第 23 条 《<u>移出又は引取数量の測定》の規定により測定した原油</u>又は石油製品の数量が温度 15 度における当該原油又は石油製品の数量に換算(以下「常温換算」という。)されていない場合又はガス状炭化水素の数量が温度零度若しくは温度 15.6 度における当該ガス状炭化水素の数量に換算(以下「零度換算等」という。)されていない場合には、日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により、<u>その測定した原油等</u>の数量を常温換算又は零度換算

品又はガス状炭化水素の数量を常温換算又は零度換算等(以下「常温換算等」 という。) し、当該換算後の数量を移出又は引取りに係る原油、石油製品又はガ ス状炭化水素の数量とする。ただし、常時、常温換算等しない数量により取引 等が行われている場合には、当該数量を当該移出又は引取りに係る原油、石油 製品又はガス状炭化水素の数量として差し支えない。

2 常温換算等した原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量にリットル位未満 又は立方メートル位未満の端数がある場合の取扱いは、第23条第2項の例によ る。

#### (国産天然ガスの重量への換算)

- 第27条 本邦において採取された天然ガスのうち液化したものについては、関税 定率法別表 2711・21 号に掲げる天然ガスに該当しないので、令第 4 条第 2 項 《特定の石油製品等に係る数量の計算》の規定は、適用されないのであるから 留意する。
- 2 同項に規定する「温度零度及び 1 気圧の下における乾燥した当該ガス状炭化 | 水素の容量」とは、日本工業規格 (JISM8010 (天然ガス計量方法)) に定める 標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積 ( Nm³ ) をいうのであるから留 意する。

なお、標準状態での通過体積を計量していない場合で、同規格に定める基準 状態(温度15.6度及び1気圧の下における水蒸気飽和状態)でのガス状炭化水 素の通過体積 (Sm³) を計量しているときは、当該通過体積 (Sm³)を 1.076 で除して得た数量を標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積(N m²)と して取り扱い、この方法により換算した数量に立方メートル位未満の端数があ る場合は、その端数を切り捨てる。

### 第3章 免税及び税額控除等

#### (未納税移出の承認の取扱い)

第 28 条 法第 10 条第 1 項第 2 号《未納税移出》の規定による承認は、次に掲げ┃第 28 条 法第 10 条第 1 項第 2 号《未納税移出》の規定による承認は、次に掲げ

#### 改正前

等(以下「常温換算等」という。)し、当該換算後の数量を移出又は引取りに係 る原油等の数量とする。ただし、常時、常温換算等しない数量により取引等が 行われている場合には、当該数量を当該移出又は引取りに係る原油等の数量と して差し支えない。

2 常温換算等した原油等の数量にリットル位未満又は立方メートル位未満の端 数がある場合の取扱いは、第23条第2項の例による。

#### (国産天然ガスの重量への換算)

- 第27条 本邦において採取された天然ガスのうち液化したものについては、関税 定率法別表 2711・21 号に掲げる天然ガスに該当しないので、令第 4 条第 2 項 《特定の石油製品等に係る数量の計算》の規定は、適用されないのであるから 留意する。
- 2 同項に規定する「温度零度及び 1 気圧の下における乾燥した当該ガス状炭化 水素の容量」とは、日本工業規格 (JISM8010 (天然ガス計量方)) に定める標 準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積 (Nm²) をいうのであるから留意 する。

なお、標準状態での通過体積を計量していない場合で、同規格に定める基準 状態(温度15.6度及び1気圧の下における水蒸気飽和状態)でのガス状炭化水 素の通過体積  $(S \,^{\text{m}})$  を計量しているときは、当該通過体積  $(S \,^{\text{m}})$  を 1.076で除して得た数量を標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積(N㎡)と して取り扱い、この方法により換算した数量に立方メートル位未満の端数があ る場合は、その端数を切り捨てる。

### 第3章 免税及び税額控除等

# (未納税移出の承認の取扱い)

- る場合で取締り上支障がないと認められるときに限り与えるものとする。
- (1) 採取場内における蔵置場が狭くなったため、原油、ガス状炭化水素又は石炭を一時他の蔵置場へ移出する場合(第8条第3項《原油又はガス状炭化水素の採取場の範囲等》該当する場合を除く。)
- (2) 水その他の不純物(石炭の場合のボタを含む。)を除去するための原油 ガス状炭化水素又は石炭を脱水その他の処理(石炭の場合の選炭又は混炭を含む。)を行う場所へ移出する場合
- (3) 第15条第2項《採取を廃止した場合の取扱い》の規定に該当する場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情がある場合
- 2 継続的に移出が行われる場合における第 1 項の承認は、1 年以内において実 情に即した期間を指定して行うものとする。

#### (未納税移出入手続の特例)

- 第29条 法第10条第1項《未納税移出》の規定により原油、ガス状炭化水素又 <u>は石炭</u>を未納税移出した場合において、当該未納税移出した者と当該原油、ガ <u>ス状炭化水素又は石炭</u>を未納税移入した者とが同一であり(法第6条第1項《採 取者とみなす場合》の規定が適用されることにより未納税移出した者と未納税 移入した者とが同一となる場合を除く。)未納税の原油、ガス状炭化水素又は <u>石炭</u>である旨を記載した納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ 移入場所及び移出場所において保存しているときは、令第10条第2項第1号《未 納税移出に係る承認の申請等》に規定する書類の納税申告書への添付及び法第 10条第7項に規定する書類の提出を省略させても差し支えない。
- 2 前項の規定の適用を受けようとする未納税の原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入者に対しては、未納税移入場所についての法第20条第1項《採取の開廃等の申告》に規定する申告書に、移出場所の所在地及び名称、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。

# (不足数量に対する取扱い)

#### 改正前

- る場合で取締り上支障がないと認められるときに限り与えるものとする。
- (1) 採取場内における蔵置場が狭くなつたため、原油<u>又はガス状炭化水素</u>を一時他の蔵置場へ移出する場合(第8条第3項<u>《採取場の範囲等</u>》該当する場合を除く。)
- (2) <u>水その他の不純物を</u>除去するための<u>原油又はガス状炭化水素</u>を脱水その他の処理を行う場所へ移出する場合
- (3) 第15条第2項《採取を廃止した場合の取扱い》の規定に該当する場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情がある場合
- 2 継続的に移出が行われる場合における第 1 項の承認は、1 年以内において実情に即した期間を指定して行うものとする。

### (未納税移出入手続の特例)

- 第29条 法第10条第1項《未納税移出》の規定により原油又はガス状炭化水素を未納税移出した場合において、当該未納税移出した者と当該原油又はガス状炭化水素を未納税移入した者とが同一であり(法第6条第1項《採取者とみなす場合》の規定が適用されることにより未納税移出した者と未納税移入した者とが同一となる場合を除く。)未納税の原油又はガス状炭化水素である旨を記載した納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存しているときは、令第10条第2項第1号《未納税移出に係る承認の申請等》に規定する書類の納税申告書への添付及び法第10条第7項に規定する書類の提出を省略させても差し支えない。
- 2 前項の規定の適用を受けようとする未納税の原油<u>又はガス状炭化水素</u>の移入者に対しては、未納税移入場所についての法第20条第1項《採取の開廃等の申告》に規定する申告書に、移出場所の所在地及び名称、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。

## (不足数量に対する取扱い)

- 第30条 未納税免税の原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量につき、その移出先 に移入された際に不足が生じている場合において、移入の際における容器等の 状況その他からみて、その不足の原因が払出しと受入れの際に異なる流量計又 は計量計を使用した等の理由による測定誤差又は荷扱い中の荷こぼれ等やむを 得ない事情に基づくものであり、かつ、その不足が通常生ずべき範囲内である と認められるときは、その移出の際における原油、ガス状炭化水素又は石炭の 数量をもって、その移入の際における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の数 量として取り扱うものとする。
- 2 未納税免税の石炭の数量について、移入後の水分の蒸発等によって移出又は 消費の際の数量が移入時の数量から不足が生じている場合において、その不足 の原因が当該石炭の移入時の含水率、貯蔵状況等からみて、通常生ずべき範囲 内であると認められるときは、その移出の際における石炭の数量をもって、そ の移入の際における当該石炭の数量として取り扱うものとする。
- 3 第 1項及び前項の不足の原因がやむを得ない事情に基づくものとは認められ│2 前項の不足の原因がやむを得ない事情に基づくものとは認められない場合に ない場合には、その不足数量に相当する原油、ガス状炭化水素又は石炭につい てのみ、石油石炭税を課すこととなるのであるから留意する。

## (災害等の範囲)

- 第31条 法第10条第4項《未納税移出》に規定する「災害その他やむを得ない 事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑 り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の意思によらな いもの等をいう。
  - (2) 「その他やむを得ない事情」とは、おおむね前号に規定する災害に準ずる ような状況にある事態をいい、誤送、盗難等による亡失は含まれない。
  - (3) 「亡失」とは、原油、ガス状炭化水素又は石炭が消滅することをいう。

#### 改正前

第30条 未納税免税の原油又はガス状炭化水素の数量につき、その移出先に移入 された際に不足が生じている場合において、移入の際における容器等の状況そ の他からみて、その不足の原因が払出しと受入れの際に異なる流量計を使用し た等の理由による測定誤差又は荷扱い中の荷こぼれ等やむを得ない事情に基づ くものであり、かつ、その不足が通常生ずべき範囲内であると認められるとき は、その移出の際における原油又はガス状炭化水素の数量をもつて、その移入 の際における当該原油又はガス状炭化水素の数量として取り扱うものとする。

は、その不足数量に相当する原油又はガス状炭化水素についてのみ、石油税を 課すこととなるのであるから留意する。

# (災害等の範囲)

- 第31条 法第10条第4項《亡失証明書》に規定する「災害その他やむを得ない 事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑 り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の意思によらな いもの等をいう。
  - (2) 「その他やむを得ない事情」とは、おおむね前号に規定する災害に準ずる ような状況にある事態をいい、誤送、盗難等による亡失は含まれない。
  - (3) 「亡失」とは、原油又はガス状炭化水素が消滅することをいう。

## (引取りに係る石油製品等の免税承認手続)

第32条 租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》の承認を

第32条 (削除)

改正後		改正前

素について石油税の免税引取りを行おうとする者がある場合には、租特令第48条の6第1項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する申請書により承認申請を行わせるものとする。

受けて、同項第1号から第4号までに掲げる原油、石油製品又はガス状炭化水

なお、石油税の免除を受けようとする石油製品が、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第8条の7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けるものである場合は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第63条第1項《軽減税率の適用についての手続等》に規定する書面に石油税についての必要事項を付記させ、当該承認申請を行わせて差し支えない。

(引取りに係る免税石油製品等の使用者等に対する記帳義務)

- 第33条 租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受ける石油製品が、<u>関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)</u>第8条の7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けるものである場合の租特法第90条の4第2項並びに租特令第48条の6第3項及び第4項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する免税石油製品等の使用者等の記帳は、関税暫定措置法施行令第63条第4項《軽減税率の適用についての手続等》に規定する帳簿に石油石炭税についての必要事項を付記する方法で行って差し支えない。
- 2 租特令第 48 条の 6 第 3 項第 1 号<u>から</u>第 3 号に規定する「品名」<u>の記帳に当たって</u>は、租特法第 90 条の 4 第 1 項に規定する免税対象物品<u>の品名を記帳するのであるが、</u>帳簿への記帳に当たっては、例えば「重質 NGL」、「ナフサ」、「農林漁業用 A 重油」、「LPG」等と記載して差し支えない。

## <u>( 引取りに係る免税特定石炭の使用者等に対する記帳義務 )</u>

第33条の2 租特令第48条の7第2項第3号《引取りに係る特定石炭の免税の 手続等》及び同令第48条の8第2項第3号《引取りに係る沖縄発電用特定石 炭の免税の手続等》に規定する貯蔵している特定石炭及び沖縄発電用特定石炭 (引取りに係る免税石油製品等の使用者等に対する記帳義務)

- 第33条 租特法第90条の4第1項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の 適用を受ける石油製品が、<u>関税暫定措置法</u>第8条の7《軽減税率の適用手続》 の規定の適用を受けるものである場合の租特法第90条の4第2項<u>及び</u>租特令第 48条の6第3項<u>若しくは</u>第4項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に 規定する免税石油製品等の使用者等の記帳は、関税暫定措置法施行令第63条第 4項《軽減税率の適用についての手続等》に規定する帳簿に<u>石油税</u>についての 必要事項を付記する方法で行って差し支えない。
- 2 租特令第 48 条の 6 第 3 項第 1 号<u>ないし</u>第 3 号<u>《免税物品の使用者の記帳義務》</u>に規定する「品名」<u>と</u>は、租特法第 90 条の 4 第 1 項<u>《引取りに係る石油製品等の免税》</u>に規定する免税対象物品<u>の区別をいうのであるが</u>、帳簿への記帳に当たっては、例えば「重質 NGL」、「ナフサ」、「農林漁業用 A 重油」、「LPG」等と記載して差し支えない。

(新規)

改正後	改正前
の「数量」の記帳に当たっては、貯蔵数量の実測数量を記帳するのであるが、	
例えば、毎月の一定の日の実測数量を貯蔵数量として記帳すること又は決算期	
末等の年 1 回を実測数量により記帳し、その他の月は月中の受払数量から算出	
<u>した数量を記帳することとしても差し支えない。</u>	
2 租特令第48条の7第2項第4号に規定する製造物品の「品名」の記帳に当	
たっては、租特法第90条の4の2第1項に規定する免税対象物品の品名を記帳	
するのであるが、帳簿への記帳に当たっては、例えば「鉄鋼」「コークス」又	
<u>は「セメント」等と記載して差し支えない。</u>	
	   <u>(免税石油製品等の用途外消費等の承認手続)</u>
第 34 条 <u>(削除)</u>	第 34 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の
	適用を受けて保税地域から免税で引き取った原油、石油製品又はガス状炭化水
	素について、同条第 4 項ただし書の規定の承認を受けるために申請をしようと
	する者がある場合には、租特令第48条の6第5項《引取りに係る石油製品等の
	<u>免税の手続等》に規定する申請書により行わせるものとする。</u>
	なお、当該用途外消費等の承認を受けようとする石油製品が、関税暫定措置
	法第8条の7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けたものである場合は、
	関税暫定措置法施行令第64条《用途外使用等の承認の申請手続》に規定する申
	請書に石油税についての必要事項を付記させ、当該承認申請を行わせて差し支
	えない。
   (税額控除等の適用範囲等)	   (税額控除等の適用範囲等)
第 35 条 法第 6 条第 2 項《採取者とみなす場合》の規定の適用を受けた課税済み	   第 35 条 法第 6 条第 2 項《採取者とみなす場合》の規定の適用を受けた課税済み
の原油、ガス状炭化水素又は石炭については、法第12条第2項又は第3項《戻	   の原油又はガス状炭化水素については、法第12条第2項又は第3項《移入の場
る。	
   (戻入れ等の事実を証する書類)	   (戻入れ等の事実を証する書類)
	第 36 条 令第 12 条第 4 項《戻入れの場合の <u>石油税</u> の控除等》に規定する「戻入

入れ又は移入の事実を証する書類」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 原油、ガス状炭化水素又は石炭の返品又は納品をした者が当該戻入れ又は 移入の事実を記載した送り状等の書類
- (2) 当該戻入れ又は移入の際の運送業者がその運送の事実を記載した送り状等 の書類
- (3) 原油、ガス状炭化水素又は石炭の返品又は納品を受けた者がその事実を記 載した書類で、その書類に当該返品又は納品をした者が署名又はなつ印した もの

#### (「包括遺贈」の意義)

- 第37条 法第12条第6項《戻入れの場合の石油石炭税の控除等》に規定する「包 括遺贈」とは、遺産の全部又は一部を特定せずに一定の割合をもって他人に遺 贈することをいう。
- 2 法第12条第6項に規定する「包括受遺者」には、法人も含まれるのであるか 2 法第12条第6項に規定する「包括受遺者」には、法人も含まれるのであるか ら留意する。

#### 第4章 申告及び納付等

## (納税申告書)

- 第38条 法第13条第1項《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭について の課税標準及び税額の申告》の規定による納税申告書又は同条第2項の規定に よる還付請求申告書の記載事項については、次による。
  - (1) 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する「原油、ガス状炭化水素又は石炭」に は、次に掲げる規定の適用があったものを含まない。
    - イ 法第23条第3項《当該職員の権限》
    - ロ 所得税法等特例法第10条の3《石油石炭税法の特例》
    - 八 日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》
    - 二 国連軍特例法第3条第1項《所得税法等の特例》
    - ホ 第 12 条 《場内消費不適用として取り扱う場合等》

#### 改正前

れ又は移入の事実を証する書類」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 原油又はガス状炭化水素の返品又は納品をした者が当該戻入れ又は移入の 事実を記載した送り状等の書類
- (2) 当該戻入れ又は移入の際の運送業者がその運送の事実を記載した送り状等 の書類
- (3) 原油又はガス状炭化水素の返品又は納品を受けた者がその事実を記載した 書類で、その書類に当該返品又は納品をした者が署名又はなつ印したもの

### (「包括遺贈」の意義)

- 第37条 法第12条第6項《戻入れの場合の石油税の控除等》に規定する「包括 遺贈」とは、遺産の全部又は一部を特定せずに一定の割合をもつて他人に遺贈 することをいう。
- ら留意する。

## 第4章 申告及び納付等

# (納税申告書)

- 第38条 法第13条第1項《移出に係る原油又はガス状炭化水素についての課税 標準及び税額の申告》の規定による納税申告書又は同条第2項の規定による還 付請求申告書の記載事項については、次による。
  - (1) 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する「原油又はガス状炭化水素」には、次 に掲げる規定の適用があつたものを含まない。
    - イ 法第23条第3項《当該職員の権限》
    - ロ 所得税法等特例法第10条の3《石油税法の特例》
    - 八 日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》
    - 二 国連軍特例法第3条第1項《所得税法等の特例》
    - ホ 第 12 条 《場内消費不適用として取り扱う場合等》

- (2) 法第 13 条第 1 項第 5 号に規定する「他の法律の規定による控除」とは、 災害減免法第 7 条 《控除》の規定による税額の控除をいう。
- (3) 法第 13 条第 1 項第 5 号に規定する「既に確定したもの」とは、国税通則 法第 39 条第 3 項《強制換価の場合の<u>消費税等</u>の徴収の特例》の規定により既 に確定したものとみなされた石油石炭税額をいう。
- 2 法第 14 条第 1 項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》 又は法第 15 条第 2 項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告 等の特例》の規定による納税申告書の記載事項については、次による。
- (1) 法第 14 条第 1 項の規定による納税申告書は、原油等の輸入統計品目表の 統計細分の異なるごとに提出する。ただし、当該統計細分を異にする原油等 を連記した申告書を提出することを妨げない。
- (2) 法第14条第1項第1号又は法第15条第2項第1号に規定する原油等には、 石油石炭税を免除されるべき原油等は、すべて含まない。
- (3) 法第 15 条第 2 項第 1 号に規定する「その月中において保税地域から引き取った原油等」とは、その月中に<u>関税法</u>第 67 条《輸出又は輸入の許可》の規定による輸入の許可を受けた原油等(同法第 73 条《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により税関長の承認を受けて引き取られたもので、同法第 67 条の輸入の許可を受けたものを含み、前号に規定するものを除く。) をいう。
- (4) 法第14条第1項第3号又は法第15条第2項第3号に規定する「他の法律の規定による控除」とは、災害減免法第7条《控除》の規定による税額の控除をいう。

# (納期限の延長)

- 第39条 法第18条《納期限の延長》の規定により<u>石油石炭税</u>の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。
  - (1) <u>法第 18条</u>第 1 項の規定による納期限の延長 法第 16 条第 1 項《移出に 係る原油<u>ガス状炭化水素又は石炭</u>についての<u>石油石炭税</u>の期限内申告によ

#### 改正前

- (2) 法第 13 条第 1 項第 5 号に規定する「他の法律の規定による控除」とは、 災害減免法第 7条《控除》の規定による税額の控除をいう。
- (3) 法第 13 条第 1 項第 5 号に規定する「既に確定したもの」とは、国税通則 法第 39 条第 3 項《強制換価の場合の<u>消費税</u>の徴収の特例》の規定により既に 確定したものとみなされた石油税額をいう。
- 2 法第14条第1項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》 又は法第15条第2項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告 等の特例》の規定による納税申告書の記載事項については、次による。
- (1) 法第 14 条第 1 項の規定による納税申告書は、原油等の輸入統計品目表の 統計細分の異なるごとに提出する。ただし、当該統計細分を異にする原油等 を連記した申告書を提出することを妨げない。
- (2) 法第14条第1項第1号又は法第15条第2項第1号に規定する原油等には、 石油税を免除されるべき原油等は、すべて含まない。
- (3) 法第 15 条第 2 項第 1 号に規定する「その月中において保税地域から引き取つた原油等」とは、その月中に<u>関税法(昭和 29 年法律第 61 号)</u>第 67 条《輸出又は輸入の許可》の規定による輸入の許可を受けた原油等(同法第 73 条《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により税関長の承認を受けて引き取られたもので、同法第 67 条の輸入の許可を受けたものを含み、前号に規定するものを除く。) をいう。
- (4) 法第14条第1項第3号又は法第15条第2項第3号に規定する「他の法律の規定による控除」とは、災害減免法第7条《控除》の規定による税額の控除をいう。

# (納期限の延長)

- 第39条 法第18条《納期限の延長》の規定により<u>石油税</u>の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。
  - (1) <u>同条</u>第1項の規定による納期限の延長 法第16条第1項《移出に係る 原油<u>又はガス状炭化水素</u>についての<u>石油税</u>の期限内申告による納付等》に規

る納付等》に規定する納期限(国税通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限(第3号及び第4号において同じ))の日

- (2) 法第 18 条第 2 項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日
- (3) 法第 18 条第 3 項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日の属する月の翌月末日
- (4) 法第 18条第 4 項の規定による納期限の延長 法第 17 条第 3 項 《引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等》に規定する納期限の日
- 2 関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により税関 長の承認を受けて引き取る原油等に係る法第17条第3項に規定する<u>石油石炭税</u> については、輸徴法通達第6条第3項《引取りに係る課税物品についての申告、 納税等の特例》の規定にかかわらず納期限の延長ができることに取り扱う。

#### 第5章 雑則

### (保全担保の提供命令の範囲等)

- 第40条 次に掲げる者には、原則として、法第19条第1項《保全担保》の規定 による担保の提供を命ずるものとする。
  - (1) 過去1年以内において<u>石油石炭税</u>を滞納したことのある原油<u>、ガス状炭化</u>水素又は石炭の採取者
  - (2) 過去 1 年以内において<u>石油石炭税法</u>に違反して検挙されたことのある原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者で、犯則の手段、方法等を考慮して、特に担保の提供を命ずる必要があると認められるもの
  - (3) 資力が十分でない等のため、特に担保の提供を命ずる必要があると認められる原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者

#### 改正前

定する納期限(国税通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》又は 同法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これ らの規定によつてみなされた納期限又は延長された納期限(第 3 号及び第 4 号において同じ))の日

- (2) <u>同条</u>第2項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取つ た日
- (3) <u>同条</u>第3項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日の属する月の翌月末日
- (4) <u>同条</u>第4項の規定による納期限の延長 法第17条第3項《引取りに係る原油等についての石油税の納付等》に規定する納期限の日
- 2 関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により税関 長の承認を受けて引き取る原油等に係る法第17条第3項に規定する<u>石油税</u>につ いては、輸徴法通達第6条第3項《引取りに係る課税物品についての申告、納 税等の特例》の規定にかかわらず納期限の延長ができることに取り扱う。

#### 第5章 雑則

# (保全担保の提供命令の範囲等)

- 第40条 次に掲げる者には、原則として、法第19条第1項《保全担保》の規定による担保の提供を命ずるものとする。
  - (1) 過去1年以内において<u>石油税</u>を滞納したことのある原油<u>又はガス状炭化水</u>素の採取者
  - (2) 過去1年以内において<u>石油税法</u>に違反して検挙されたことのある原油<u>又はガス状炭化水素</u>の採取者で、犯則の手段、方法等を考慮して、特に担保の提供を命ずる必要があると認められるもの
  - (3) 資力が十分でない等のため、特に担保の提供を命ずる必要があると認められる原油又はガス状炭化水素の採取者

## (採取の休止等の申告)

## (採取の休止等の申告)

第41条 原油又はガス状炭化水素の採取を休止した場合において、その休止の期 間が1か月を超えないと認められるときは、法第20条第1項後段《採取の休止

等の申告》の規定による申告を省略させて差し支えない。

改正前

第41条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者(法第6条第1項に規定する受 託者を含み、同項に規定する委託者を除く。) がその採取を休止した場合におい て、その休止の期間が1か月を超えないと認められるときは、法第20条第1 項後段《採取の休止等の申告》の規定による申告を省略させて差し支えない。

## (「当該職員」の意義)

第42条 法第23条《当該職員の権限》に規定する「当該職員」とは、石油石炭 税に関する調査を担当する国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含む。) 税務署 又は税関(沖縄地区税関を含む。)の課 係又は部門に所属する職員をいうもの とする。

### (検査権限等の範囲)

- による当該職員の質問の権限は、これらの規定に規定する原油、ガス状炭化水 素若しくは石炭の採取者、原油の販売業者又は原油等の輸入業者、石油精製業 者、特例輸入者(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告を行う者)若し くは運搬者又は法第15条第1項の承認を受けている者のほか、これらの者の代 理人、使用人その他の従業者で、その質問に係る事項を担当する者についても 及ぶものとする。
- 2 法第23条第1項第1号に規定する「その他の物件」には、金銭も含まれるの | であるから留意する。
  - (注)金銭の検査に当たっては、なるべく立会人に計算させる等その方法及び 手段に十分留意し、紛争の生ずることのないよう配意する。
- 3 法第23条第1項第4号に規定する「運搬中の原油等」には、現に運搬していし る原油等のほか、運搬途中において一時的に蔵置されている原油等も含まれる のであるから留意する。

#### (駐留軍等用免税)

## (「当該職員」の意義)

第42条 法第23条《当該職員の権限》に規定する「当該職員」とは、石油税に 関する調査を担当する国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含む。)税務署又は 税関(沖縄地区税関を含む。)の課係又は部門に所属する職員をいうものとする。

### (検査権限等の範囲)

- 第43条 法第23条第1項第1号、第2号及び第4号《当該職員の権限》の規定 第43条 法第23条第1項第1号、第2号及び第4号《当該職員の権限》の規定 による当該職員の質問の権限は、これらの規定に規定する原油又はガス状炭化 水素の採取者、原油の販売業者、原油等の輸入業者、石油精製業者、引取者又 は運搬者のほか、これらの者の代理人、使用人その他の従業者で、その質問に 係る事項を担当する者についても及ぶものとする。
  - 2 法第23条第1項第1号に規定する「その他の物件」には、金銭も含まれるの であるから留意する。
    - (注)金銭の検査に当たつては、なるべく立会人に計算させる等その方法及び 手段に十分留意し、紛争の生ずることのないよう配意する。
  - 3 法第23条第1項第4号に規定する「運搬中の原油等」には、現に運搬してい る原油等のほか、運搬途中において一時的に蔵置されている原油等も含まれる のであるから留意する。

# (駐留軍等用免税)

第 44 条 所得税法等特例法第 10 条の 3《石油石炭税法の特例》、関税法等特例法|第 44 条 所得税法等特例法第 10 条の 3《石油税法の特例》、関税法等特例法第 7

第7条《内国消費税の免除》、国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》及び日 米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》の規定による 石油石炭税の免除については、昭和35年9月27日付間消3-18「駐留軍用揮 発油に対する揮発油税及び地方道路税の免除等の取扱について」及び昭和34年 1月22日付間消3-4「日米相互防衛援助協定の規定に基づく揮発油税及び地 方道路税の免除の取扱について」に規定する取扱いを準用する。

# (本邦の船舶等の意義)

第 45 条 輸徴法第 12 条第 2項《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》に 規定する「本邦の船舶又は航空機」の意義は、輸徴法通達第 11 条《本邦の船舶 等の意義》に定めるところによる。

第 46 条 <u>(削除)</u>

改正前

条《内国消費税の免除》、国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》及び日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》の規定による石油税の免除については、昭和35年9月27日付間消3-18「駐留軍用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免除等の取扱について」通達及び昭和34年1月22日付間消3-4「日米相互防衛援助協定の規定に基づく揮発油税及び地方道路税の免除の取扱について」通達に規定する取扱いを準用する。

#### (本邦の船舶等の意義)

第 45 条 輸徴法第 12 条第 2 項《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》に 規定する「本邦の船舶又は航空機」の意義は、輸徴法通達第 11 条《本邦の船舶 等の意義》に定めるところによる。

## (関係様式の整備)

- 第 46 条 石油税の課税方式の従量税化等に伴う各種申請書等の様式は、次に掲げ るところによる。
  - (1) 石油税納税申告特例承認申請書 (CC2 3853 1) .........第1号樣式
  - (2) 石油税納税申告書(法第13条用)(CC2-3856-1).......第2号様式
- (3) 石油税戻入れ(移入)控除(還付)税額計算書(CC2 3856 2)....... 第3号様式
- (4) 石油税納税申告書(法第15条用)(CC2-3857-1)........第4号様式
- (5) 石油税納税申告書(法第15条用)付表(CC2-3857-2).......第5号様 式
- (6) 輸出申告書付表(石油税輸出免税原油の明細)石油税輸出免税原油輸出証明申請書(CC2 3861).........第6号様式
- (7) 石油税輸出免税原油輸出明細書 (CC2 3862) .........第7号様式
- (8) 石油税免税引取承認申請書 (CC2 3864) .........第8号様式
- (9) 石油税免税石油製品等・譲渡用途外消費承認申請書 (CC2 3865)........ 第 9 号様式

様式 (省略)

(同右)